

議 第 二 号

栃木県議会定例会の回数を定める条例及び栃木県議会委員会条例の一部改正について
右の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十四年三月二十三日

提出者 栃木県議会議員

同	同	同	同	同	同	同
山	保	斉	阿	白	佐	五
口	母	藤	部	石	原	十
恒	欽	孝	寿	資	吉	真
夫	一					
	郎	明	一	隆	大	清
						一

栃木県議会議長 神谷幸伸様

同	同	同	同	同
中	増	花	螺	木
川	渕	塚	良	村
幹	三	隆	昭	好
雄	男	志	人	文
	津			

栃木県条例第 号

栃木県議会定例会の回数を定める条例及び栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例

(栃木県議会定例会の回数を定める条例の一部改正)

第一条 栃木県議会定例会の回数を定める条例(昭和三十一年栃木県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「年四回」を「年一回(議員の任期満了による一般選挙が行われる年にあつては、年二回)」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十四年における栃木県議会定例会の回数は、本則の規定にかかわらず、年二回とする。

(栃木県議会委員会条例の一部改正)

第二条 栃木県議会委員会条例(昭和三十七年栃木県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「翌年の」を「同日後」に改め、「前日」の下に「(選任が一般選挙後最初に招集される定例会において行われる場合にあつては、当該定例会の閉会の日の前日)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。